

**岡山市ノリ養殖次期作継続応援金**  
**【よくあるご質問】2022.7.1版**

1 事業目的・用語の定義について

Q 1	事業の目的は。
A 1	岡山市内のノリ養殖漁業者は現在、コロナ禍における外食産業の低迷等に 伴う入札価格下落により、非常に厳しい経営を強いられております。この ような状況の中、ノリ養殖漁業者の経営継続を支援するため、令和4年度 産ノリの種付け料の一部を支援することとしたものです。

Q 2	「ノリ養殖漁業者」とは。
A 2	この事業において「市内3漁協（朝日・九幡・小串）に所属しノリ養殖業 を営む経営体」のことです。

Q 3	「種付け」とは。
A 3	この事業において「養殖用ノリ網にノリの胞子をつける作業」のことです。

2 対象要件（対象者）・申請可否について

Q 4	市内の漁協に所属していませんが市内に住んで市外で養殖業を営んでい ます。申請できますか？
A 4	申請できません。今回の応援金は市内3漁協に所属し市内でノリ養殖業を 営む漁業者が対象となります。

Q 5	令和3年度はノリをつくらなかったが令和4年度はつくる予定です。申請 できますか？
A 5	市内3漁協に所属し、今後も市内でノリ養殖業を継続する意思があれば申 請できます。

Q 6	令和3年度はノリをつくりました。令和4年度は事情によりつくりませんの ですが、来年以降は再度つくる予定です。申請できますか？
A 6	申請できません。今回の応援金は令和4年度産のノリの種付け料の一部を 補助するため、今年度の種付けがなければ申請できません。

Q 10	兼業でも申請できますか。
A 10	申請できます。対象者の要件を満たせば、専業・兼業を問いません。

Q 11	「誓約・同意事項」に誓約・同意できない場合は申請できませんか。
A 11	申請できません。ご理解，ご納得いただいた上で申請してください。

Q 12	受領後，交付要件に該当しないことが分かった場合はどうなりますか。
A 12	原則応援金の返還となります。事実確認後速やかに県漁連又は岡山市にご連絡ください。

Q 13	虚偽により補助金を受けた場合は，どうなりますか。
A 13	補助金を返還していただくとともに，要綱に基づき延滞金も徴収します。また，警察に告発等を行うなど，不正行為には厳正に対処します。

## 5 手続き・添付書類について

Q 14	申請書の入手方法は。
A 14	申請書は本庁5階農林水産課及び県漁連で入手可能です。また，岡山市農林水産課ホームページからも取得可能です。

Q 15	申請書の提出方法は。
A 15	新型コロナウイルス感染症対策のため，原則，県漁連へ郵送してください。

Q 16	支払方法と支払時期は。
A 16	申請書に記入いただいた指定口座（申請者本人名義）に入金します。申請書を受付後，書類の審査を行い令和5年1月末頃に交付します。申請書類に疑義，不備等があれば支払いが遅れる場合があります。

Q 17	具体的に申請書にどのような書類を添付すれば良いですか。
A 17	以下の書類を添付してください。 ①岡山市ノリ養殖次期作継続応援金交付申請書 ②振込先口座通帳の写し（おもて面と通帳を開いた1，2ページ目の両方） ※申請者本人名義（法人の場合は法人名義）の通帳であること ③種付け実施を証する書類 ④運転免許証の写しその他の本人であることを証する書類（個人の場合） 発行日から3ヵ月以内の履歴事項全部証明書（法人の場合） ※なお，申請書受理後，申請内容確認のため上記以外の書類の提出を求められる場合があります。

Q 18	種付け実施を証する書類は、具体的にどのような書類ですか？
A 18	令和4年度の種付けを実施したことが分かる書類で、種付けノリ網枚数及び種付け料の記載が必要となります。 記載内容に不足がある場合は発行元へご相談ください。

Q 20	運転免許証の写しその他の本人であることを証する書類は、具体的にどのような書類ですか。
A 20	申請者が個人の場合、次のいずれかの書類を提出してください。 【1点で確認できる書類】 (1) 運転免許証（両面）又は運転経歴証明書（両面） (2) マイナンバーカード（おもて面） (3) 写真付きの住民基本台帳カード（おもて面） (4) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留資格が特別永住者のものに限る）  【2点で確認できる書類】 (5) 公的身分証明書（パスポート（顔写真のページ）、健康保険証等）に住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）を添付してください。 ※いずれも申請日時点で有効であり、申請者住所と同一であることが確認できるもの  ※法人の場合は、上記の書類に代えて、履歴事項全部証明書の写し（発行日から3か月以内のもの）を提出してください。

Q 21	通帳が無い場合はどうしたら良いですか。
A 21	「銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座のカナ名義」が分かるもの（金融機関が発行する当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書、当座預金入金帳、キャッシュカード等）の写しを提出してください。

## 7 その他について

Q 22	補助金は課税の対象となりますか。
A 22	課税の対象となります。税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されます。ただし、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税されません。